

20221102 中国第 11 号  
総行政第 255-183 号  
4 文科教第 1241 号  
4 中経第 1038 号  
令和 4 年 1 2 月 2 3 日

認定創業支援等事業計画に係る変更認定書

周南市長 藤井 律子 殿

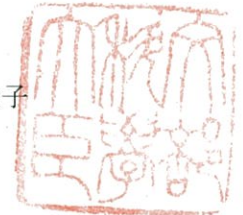
経済産業大臣 西村 康稔



総務大臣 松本 剛明



文部科学大臣 永岡 桂子



中国四国農政局長 山本 徹弥



令和 4 年 1 0 月 2 0 日 付け 令 4 周商第 4 2 8 号 で 申請 の あ っ た 認 定 創 業 支 援 等 事 業 計 画 に  
つ い て は 、 産 業 競 争 力 強 化 法 第 1 2 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 認 定 す る。



様式第四十三（第44条関係）

認定創業支援等事業計画の変更認定申請書

令4周商第428号  
令和4年10月20日

経済産業大臣	西村	康稔	殿
総務大臣	寺田	稔	殿
文部科学大臣	永岡	桂子	殿
中国四国農政局長	山本	徹弥	殿

山口県周南市長 藤井 律子 印



令和2年6月26日で認定を受けた創業支援等事業計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第128条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項

【別表番号】別表1-1（相談事業）、別表1-2（創業講座事業）、  
別表2-1（相談事業）、別表2-2（創業講座事業）、  
別表3-1（創業機運醸成事業）

【変更箇所】創業支援等事業内容、事業計画期間、創業支援等事業者代表者・担当者の変更、連携機関の追加・削除

【変更理由】相談事業の内容変更  
創業講座事業の内容変更  
事業計画期間の延長  
創業支援等事業者代表者・担当者的変更  
連携機関の追加・削除

2. 変更事項の内容

別紙のとおり

**別表 1-1 (相談事業) 【既存・特定創業支援等事業】**

市町村が実施する創業支援等事業 (周南市)

創業支援等事業の目標		
<p>徳山商工会議所、新南陽商工会議所、山口銀行、西京銀行、日本政策金融公庫徳山支店、東山口信用金庫、市が連携し、創業者及び事業承継に課題を抱える事業者に対する窓口相談を実施する。</p> <p>・これまでに、月延べ平均約17件、年間203件程度の相談が来ていたが、連携する事業所において各々、常時相談窓口を設置し、各事業者が本事業をPRすることにより、月8件、年間101件の増加が見込まれることから、年間304件の相談件数を目標とする。</p> <p>・個別相談の支援を受けて創業を行う者は、これまで年間相談人数の2割程度であったことから、これと同等程度となる年間相談人数の2割の60名の創業実現を目標とする。 (対象延べ件数内訳)</p>		
創業支援等事業者	従前実績	目標
周南市	0.5件×12月＝6件程度	1件×12月＝12件
徳山商工会議所	3件×12月＝36件程度	4件×12月＝48件
新南陽商工会議所	0.5件×12月＝6件程度	1件×12月＝12件
山口銀行	6件(10店舗合計)×12月＝72件程度	9件(10店舗合計)×12月＝108件
西京銀行	3件(5店舗合計)×12月＝36件程度	5件(4店舗合計)×12月＝60件
日本政策金融公庫 徳山支店	年間35件程度	年間40件
東山口信用金庫	1件×12月＝12件	2件×12月＝24件
合計	203件程度	304件
創業支援等事業の内容及び実施方法		
<p><b>(1) 創業支援等事業の内容</b></p> <p>&lt;窓口相談業務&gt; <b>【既存・特定創業支援等事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・徳山商工会議所内に創業支援のワンストップ相談窓口を設け、周南市、新南陽商工会議所、山口銀行、西京銀行、日本政策金融公庫徳山支店、東山口信用金庫等と連携し、様々な創業時の課題を解決する。ワンストップ窓口は、経営指導員6名を徳山商工会議所の窓口に配置することとし、平日8時半～17時まで相談対応を行う。また、第2、4土曜日を除く土曜日については、8時半～12時半まで相談対応を行う。相談内容やステージに応じた支援を可能にするため、徳山商工会議所の定例専門相談会とも連携し、専門家(中小企業診断士、弁護士、税理士等)も周南市窓口と連携して支援を行う。</li> <li>・周南市窓口では、市、県、国の支援施策や、市内で創業支援等を行っている支援機関をまとめ、紹介できるようにする(情報についてはHPでも公開)。</li> <li>・創業支援等のサイトを市HPに立ち上げ、施策一覧、支援機関一覧を掲載する。</li> </ul> <p>◎各機関毎の役割は下記のとおり</p> <p><b>【周南市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常時相談窓口を設置し、市制度融資や市の支援制度に対する相談を受けるとともに、創業スキルに関する相談に対しては、金融機関や商工会議所の相談窓口を紹介し、仲介する。</li> <li>・特定創業支援等事業認定窓口の設置、HP等による創業支援等事業全体の周知</li> </ul> <p><b>【徳山商工会議所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常時ワンストップ相談窓口を設置し、経営指導員が相談を聞き、内容に応じたアド</li> </ul>		



- バイスをする。相談内容に応じて商工会議所の専門家派遣事業を活用する。
- ・徳山商工会議所の定例専門相談会の専門家の専任コーディネーターとも連携し、支援を行う。
  - ・融資相談、創業計画書のブラッシュ・アップ、HP等による創業支援等事業の周知、創業者のPR

**【新南陽商工会議所】**

- ・常時相談窓口を設置し、経営指導員が相談を聞き、内容に応じたアドバイスをす。相談内容に応じて商工会議所の専門家派遣事業を活用する。
- ・新南陽商工会議所が主催する「創業・経営革新希望者に対する無料相談会」の担当講師とも連携し、支援を行う。
- ・融資相談、創業計画書のブラッシュ・アップ、HP等による創業支援等事業の周知

**【山口銀行】**

- ・周南市内10店舗に常時相談窓口を設置し、経営理念の構築から財務戦略や販売促進等に至るまで、創業スキル全般に関する相談を聞き、内容に応じたアドバイスをす。相談内容に応じて本部行員や山口フィナンシャルグループ関係会社、他の創業支援等機関と連携する。
- ・創業計画書のブラッシュ・アップ、融資実行、資金繰りの個別相談、HP等による創業支援等事業の周知

**【西京銀行】**

- ・周南市内4店舗に常時相談窓口を設置し、経営理念の構築から財務戦略や販売促進等に至るまで、創業スキル全般に関する相談を聞き、内容に応じたアドバイスをす。
- ・創業計画書のブラッシュ・アップ、融資実行、資金繰りの個別相談、HP等による創業支援等事業の周知

**【日本政策金融公庫徳山支店】**

- ・創業者専用のサポートデスクを開設し、各種融資相談等を実施する。
- ・サポートデスクの開設は平日の9時～17時とする。
- ・専門スタッフを配置し、長年の創業支援で蓄積した経験と情報に基づく精度の高いアドバイスを実施する。
- ・「創業計画書」などの基本フォーマットを無料で配布する。
- ・「創業の手引き」、「創業事例集」を代表する独自の情報誌を無料で配布する。
- ・他の創業支援等機関と連携を図り、専門性の高い支援にも対応する。
- ・相談は無料とする。

**【東山口信用金庫】**

- ・周南市内4店舗に常時相談窓口を設置し、経営理念の構築から財務戦略や販売促進等に至るまで、創業スキル全般に関する相談を聞き、内容に応じたアドバイスをす。相談内容に応じて本部職員や他の創業支援等機関と連携する。
- ・創業計画書のブラッシュ・アップ、融資実行、資金繰りの個別相談、HP等による創業支援等事業の周知

**<特定創業支援等事業について>**

- ・相談業務のうち、金融機関や商工会議所で1か月以上にわたり4回以上継続的に実施し、経営、財務、人材育成、販売方法の4つのスキルを習得させる事業を特定創業支援等事業とし、当該支援を受けた者に対して周南市が証明書を発行する。なお、その後も事業の進捗状況をフォローし、アドバイスする。

**<各事業の共通事項について>**

- ・内容によっては、地場産業の育成・新商品開発事業を支援する「周南地域地場産業振興センター」と連携し対応する。
- ・内容によっては、公益財団法人やまぐち産業振興財団内にある「山口県事業承継・引継ぎ支援センター」や「山口県よろず支援拠点」等と連携し対応する。
- ・本事業は、公の秩序又は、善良の風俗を害するおそれがあると認められる事業を行う創業者については支援の対象としない。

## (2) 創業支援等事業の実施方法

- ・徳山商工会議所、新南陽商工会議所、山口銀行、西京銀行、日本政策金融公庫徳山支店、東山口信用金庫、市にそれぞれ、週5日間相談窓口を開設し、創業等に関する各種相談を受ける。
- ・創業スキルに関する相談が市にあった場合には、相談者の希望や相談内容に応じて商工会議所や金融機関を紹介する。
- ・相談窓口でアドバイスをを受けた者が、創業した後においても、必要な支援がある場合は、相談を受けた創業支援等事業者がその内容に応じて市及び商工会議所や金融機関と連携してフォローする。この場合、内容によっては、「周南地域地場産業振興センター」と連携し対応する。
- ・創業に係る資金需要に対しては、金融機関の創業支援商品や市制度融資である起業化支援資金による支援を行う。
- ・創業者が、中心商店街で小売業等を創業する場合には、市の支援策である「テナントミックス推進事業費補助金」、中心市街地で事業所（事務系）を創業する場合には、「まちなかオフィス立地促進事業補助金」による支援を受けることも可能である。
- ・相談事業において、創業支援等相談窓口の設置について、広く市民に周知するため、金融機関や商工会議所の広報誌やHPはもちろんのこと、市広報やHPにおいてもPRをする。
- ・創業支援等事業者が相談を受けた場合には、その後の状況を管理するため、相談者ごとに氏名、住所、連絡先、相談内容、相談日、相談後の創業実現状況等を記載した管理簿を作成し、定期的に市へ提出する。
- ・特定支援等事業を受けた者の名簿は、金融機関及び商工会議所において、適切に管理し、相談者が特定創業支援等事業の要件である1か月以上・4回以上継続的に相談を受けた場合に、随時、市に提出する。

### 計画期間

平成26年4月1日～令和9年3月31日

変更箇所については令和4年12月23日～令和9年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第10回認定日以降の申請が対象となる。



**別表 1-2 (創業講座事業) 【拡充・特定創業支援等事業】**

市町村が実施する創業支援等事業 (周南市)

創業支援等事業の目標
<p>徳山商工会議所、新南陽商工会議所、山口銀行、西京銀行、日本政策金融公庫徳山支店、東山口信用金庫及び市が連携しながら、「①創業講座事業(特定創業支援等事業)」及び「②セミナー事業(徳山商工会議所主催)」、「③セミナー事業(山口銀行主催)」、「④セミナー事業(西京銀行主催)」を実施する。</p> <p><b>【開催頻度】</b></p> <p>①：年間1回の創業講座を開催し、連携する事業所において各事業者が本事業をPRすることにより、年間約20名以上の受講者を受け入れる。</p> <p>②：年間2回のセミナーを開催し、年間20名以上の受講者を受け入れる。</p> <p>③：年間4回程度のセミナーを開催し、年間40名以上の受講者を受け入れる。</p> <p>④：年間2回程度のセミナーを開催し、年間20名以上の受講者を受け入れる。</p> <p><b>【創業実現割合】</b></p> <p>創業を行う者は、これまで創業講座受講終了件数の2割程度であったことから、①・②・③・④共に、これと同等程度となる2割の20名の創業実現を目標とする。</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p><b>(1) 創業支援等事業の内容</b></p> <p><b>【徳山商工会議所】【新南陽商工会議所】【山口銀行】【西京銀行】</b>  <b>【日本政策金融公庫徳山支店】【東山口信用金庫】【周南市】</b></p> <p>① 徳山商工会議所が主催し、新南陽商工会議所、山口銀行、西京銀行、日本政策金融公庫徳山支店、東山口信用金庫及び市が連携して、「創業する意義・経営理念」、「販路開拓・マーケティング戦略の基本」、「人材育成・組織論」、「財務、税務の基本」、「事業計画の立て方・作成」等で構成され1月程度継続する5回前後のシリーズの有料の『しゅうなん創業カレッジ』を年1回開催する。</p> <p>② 徳山商工会議所が主催し、新南陽商工会議所、山口銀行、西京銀行、日本政策金融公庫徳山支店、東山口信用金庫及び市が連携して、「創業の実態・事例の紹介」、「事業のコンセプト」、「創業時に必要な基礎知識」、「創業に関する支援制度」等で構成される無料の『創業スタートアップセミナー』、「事業計画のブラッシュアップ」、「中期ビジョンの設定」、「マーケティング戦略の強化」、「中期事業計画の策定」等で構成する無料の『創業フォローアップセミナー』、「新商品・新サービス合同プレス発表会」を各々年1回ずつ、「創業者を紹介する動画コンテンツの作成」「空き店舗見学ツアー」を随時実施する。</p> <p><b>【山口銀行】【徳山商工会議所】【新南陽商工会議所】【日本政策金融公庫徳山支店】</b>  <b>【周南市】</b></p> <p>③ 山口銀行が主催(山口フィナンシャルグループ関係会社が共催)し、徳山商工会議所、新南陽商工会議所、日本政策金融公庫徳山支店及び市が連携して、「起業・創業マインドの醸成や学びの場の提供」「起業・創業に関する事業モデル構築」「事業計画・収支計画作成」「起業・創業手続き、資金調達」という基本項目に加えて、「WEBやSNSを活用したプロモーション推進」「市内事業者とのマッチングによるマーケティング」「コワーキング利用等による働き方改革支援」等の内容を含めた『起業・創業セミナー』を随時開催する。</p> <p><b>【西京銀行】【徳山商工会議所】【新南陽商工会議所】【日本政策金融公庫徳山支店】</b>  <b>【周南市】</b></p> <p>④ 西京銀行が主催し、徳山商工会議所、新南陽商工会議所、日本政策金融公庫徳山支店及び市が連携して、「経営理念・企業ミッションの構築」、「財務・税務戦</p>



略」、「人材育成・組織論」、「販売促進・マーケティング」、「営業プレゼン・ITリテラシー（情報戦略）」という共通ビジネススキルに加え、本市における特徴的な地域資源を活用するビジネススキルとして、「モノづくり」、「商店街振興」、「地域製品の活用」、「6次産業化」等に関するセミナーを随時開催する。

- ・創業講座事業のうち、経営、財務、人材育成、販売方法の4つのスキルを原則、4回以上、1か月以上の継続的な期間実施し習得させる事業（①の事業）を特定創業支援等事業とし、その後も事業の進捗状況をフォローし、アドバイスする。
- ・特定創業支援等事業である創業講座において、「財務、経営、人材育成、販路開拓」の4分野のすべてを受講し、かつ、概ね8割以上受講した者を修了者と認定し、証明書を発行する。ただし、受講できなかった分野がある者については、その分野について個別指導を受ければ修了者と認定する。
- ・内容によっては、公益財団法人やまぐち産業振興財団内にある「山口県事業承継・引継ぎ支援センター」や「山口県よろず支援拠点」等と連携し対応する。
- ・本事業は、公の秩序又は、善良の風俗を害するおそれがあると認められる事業を行う創業者については支援の対象としない。

## （2）創業支援等事業の実施方法

- 徳山商工会議所、新南陽商工会議所、山口銀行、西京銀行、日本政策金融公庫徳山支店、東山口信用金庫及び市が連携し、「しゅうなん創業カレッジ」を年間1回実施する。
- 徳山商工会議所、新南陽商工会議所、山口銀行、西京銀行、日本政策金融公庫徳山支店、東山口信用金庫及び市が連携し、「創業スタートアップセミナー」、「創業フォローアップセミナー」、「新商品・新サービス合同プレス発表会」を年間に各1回ずつ、「創業者を紹介する動画コンテンツの作成」「空き店舗見学ツアー」を随時実施する。
- 山口銀行、徳山商工会議所、新南陽商工会議所、日本政策金融公庫徳山支店及び市が連携し、『起業・創業セミナー』を随時実施する。
- 創業講座を受講した者が、創業した後においても、支援が必要な場合には、講座を実施した創業支援等事業者がその内容に応じて市及び商工会議所や金融機関と連携してフォローする。この場合、内容によっては、「周南地域地場産業振興センター」と連携し対応する。
- 創業に係る資金需要に対しては、金融機関の創業支援等商品や市制度融資である起業化支援資金による支援を行う。
- 創業者が、中心商店街で小売業等を創業する場合には、市の支援策である「テナントミックス推進事業費補助金」による支援、中心市街地で事業所（事務系）を創業する場合には、「まちなかオフィス立地促進事業補助金」による支援を受けることも可能である。
- 創業講座事業において、創業支援等講座の開催について、広く市民に周知するため、金融機関や商工会議所の広報誌やHPはもちろんのこと、市広報やHPにおいてもPRをする。
- 創業講座事業の実施に際して、会場が必要な場合には、市有施設での開催も可能とする。
- 創業支援等事業者が創業講座を開催した場合には、受講者のその後の状況を管理するため、受講者ごとに氏名、住所、連絡先、受講状況、受講後の創業実現状況等を記載した管理簿を作成し、定期的に市へ提出する。
- 創業講座事業を受けた者の管理簿は、金融機関及び商工会議所において、適切に管理し、特定創業支援等事業の要件を満たし、概ね8割以上受講した修了者について、講座終了後、市に提出する。

計画期間

平成26年4月1日～令和9年3月31日

変更箇所については令和4年12月23日～令和9年3月31日  
※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第10回  
認定日以降の申請が対象となる。



**別表2-1（相談事業）【既存・特定創業支援等事業】**  
市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 徳山商工会議所</li> <li>② 新南陽商工会議所</li> <li>③ 株式会社山口銀行</li> <li>④ 株式会社西京銀行</li> <li>⑤ 株式会社日本政策金融公庫</li> <li>⑥ 東山口信用金庫</li> </ul> <p>(2) 住所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 山口県周南市みなみ銀座1丁目26番地</li> <li>② 山口県周南市宮の前2丁目6番13号</li> <li>③ 山口県下関市竹崎町四丁目2番36号</li> <li>④ 山口県周南市平和通1丁目10番の2</li> <li>⑤ 東京都千代田区大手町一丁目9番4号 大手町フィナンシャルシティノースタワー</li> <li>⑥ 山口県防府市天神1丁目12番18号</li> </ul> <p>(3) 代表者の氏名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 会頭 宮本 治郎</li> <li>② 会頭 佐伯 哲治</li> <li>③ 取締役頭取 曾我 徳将</li> <li>④ 代表取締役頭取 松岡 健</li> <li>⑤ 代表取締役総裁 田中 一穂</li> <li>⑥ 理事長 松原 正雄</li> </ul> <p>(4) 連絡先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① TEL : 0834-31-3000 FAX : 0834-32-3303</li> <li>② TEL : 0834-63-3315 FAX : 0834-63-8397</li> <li>③ TEL : 0834-31-5555 FAX : 0834-31-5995</li> <li>④ TEL : 0834-22-7662 FAX : 0834-27-1733</li> <li>⑤ TEL : 0834-21-3455 FAX : 0834-21-5739</li> <li>⑥ TEL : 0835-23-2326 FAX : 0835-23-2327</li> </ul>
創業支援等事業の目標
<p>徳山商工会議所、新南陽商工会議所、山口銀行、西京銀行、日本政策金融公庫徳山支店、東山口信用金庫、市が連携し、創業者及び事業承継に課題を抱える事業者に対する窓口相談を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでに、月延べ平均17件、年間203件程度の相談が来ていたが、連携する事業所において各々、常時相談窓口を設置し、各事業者が本事業をPRすることにより、月8件、年間101件の増加が見込まれることから、年間304件の相談件数を目標とする。</li> <li>・ 個別相談の支援を受けて創業を行う者は、これまで年間相談人数の2割程度であったことから、これと同等程度となる年間相談人数の2割の60名の創業実現を目標とする。</li> </ul>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>&lt;窓口相談業務&gt; 【既存・特定創業支援等事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 徳山商工会議所内に創業支援等のワンストップ相談窓口を設け、周南市、新南陽商工会議</li> </ul>

所、山口銀行、西京銀行、日本政策金融公庫徳山支店、東山口信用金庫等と連携し、様々な創業時の課題を解決する。ワンストップ窓口は、経営指導員6名を徳山商工会議所の窓口配置することとし、平日8時半～17時まで相談対応を行う。また、第2、4土曜日を除く土曜日については、8時半～12時半まで相談対応を行う。相談内容やステージに応じた支援を可能にするため、徳山商工会議所の定例専門相談会とも連携し、専門家（中小企業診断士、弁護士、税理士等）も周南市窓口と連携して支援を行う。

- ・周南市窓口では、市、県、国の支援施策や、市内で創業支援等を行っている支援機関をまとめ、紹介できるようにする（情報についてはHPでも公開）。
- ・創業支援等のサイトを市HPに立ち上げ、施策一覧、支援機関一覧を掲載する。
- ・創業に必要な要素別の各連携機関の役割は以下とする。
- ・内容によっては、公益財団法人やまぐち産業振興財団内にある「山口県事業承継・引継ぎ支援センター」や「山口県よろず支援拠点」等と連携し対応する。

#### <創業に必要な要素と各連携機関が担う役割>

##### 1. 地域資源の活用の仕方（地域に眠る宝への気づき）

周南市の地域資源である市内産の優れた農林水産物等の有効活用を考える相談者に対して、周南市、徳山商工会議所、新南陽商工会議所、山口銀行、西京銀行、日本政策金融公庫徳山支店、東山口信用金庫は、周南地域地場産業振興センター等を紹介し、資源提供者、研究機関、販路開拓のネットワークを活用できるように対応を行う。

必要に応じて、周南地域地場産業振興センターが、地域資源の分析等により、強みの発見、製品化についてのアドバイスを実施する。

##### 2. ターゲット市場の見つけ方

徳山商工会議所、新南陽商工会議所、山口銀行、西京銀行、日本政策金融公庫徳山支店、東山口信用金庫が市場ニーズを把握し、情報提供する。必要に応じて、徳山商工会議所の定例専門相談会の専門家や専門家派遣の活用により中小企業診断士等が、今後伸びそうな市場についてアドバイスを実施する。

##### 3. ビジネスモデルの構築の仕方

徳山商工会議所、新南陽商工会議所、山口銀行、西京銀行、日本政策金融公庫徳山支店、東山口信用金庫が顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。必要に応じて、徳山商工会議所の定例専門相談会の専門家や専門家派遣の活用により中小企業診断士等を活用する。

また、徳山商工会議所、新南陽商工会議所、山口銀行、西京銀行、日本政策金融公庫徳山支店、東山口信用金庫が情報を共有し、しゅうなん創業カレッジ等の、ビジネスモデル構築に向けた創業講座を行う。

##### 4. 売れる商品・サービスの作り方

徳山商工会議所、新南陽商工会議所、山口銀行、西京銀行、日本政策金融公庫徳山支店、東山口信用金庫が、専門的知見に基づき強み、弱みを分析しアドバイスを行う。必要に応じて、徳山商工会議所の定例専門相談会の専門家や専門家派遣の活用により中小企業診断士等を活用する。

徳山商工会議所、新南陽商工会議所においては、主催する異業種交流会や商談会等を通じて、事業者連携のためのマッチング支援を行う。

##### 5. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

徳山商工会議所、新南陽商工会議所、山口銀行、西京銀行、日本政策金融公庫徳山支店、東山口信用金庫が、販売先、ターゲット、販売方法、価格へのアドバイスを行う。必要に応じて、徳山商工会議所の定例専門相談会の専門家や専門家派遣の活用により中小企業診断士等を活用する。

徳山商工会議所、新南陽商工会議所においては、主催の異業種交流会や商談会等を通じて、販路開拓のためのマッチング支援を行う。

##### 6. 資金調達

山口銀行、西京銀行、日本政策金融公庫徳山支店、東山口信用金庫が、資金調達へのアドバイスや金融支援を行うとともに、周南市の制度融資や利子補給の活用を行う。

徳山商工会議所、新南陽商工会議所においては、資金調達へのアドバイスを行うとともに、



事業計画書作成のアドバイス、補助金等の申請書の作成支援を行う。

#### 7. 事業計画書の作成

徳山商工会議所、新南陽商工会議所、山口銀行、西京銀行、日本政策金融公庫徳山支店、東山口信用金庫が、事業計画書作成について専門家と一緒にアドバイスを行う。

また、補助金等の申請については、徳山商工会議所、新南陽商工会議所、山口銀行、西京銀行、日本政策金融公庫徳山支店、東山口信用金庫が連携してサポートを行う。

#### 8. 許認可、手続き

周南市、徳山商工会議所、新南陽商工会議所、山口銀行、西京銀行、日本政策金融公庫徳山支店、東山口信用金庫が創業手続き・許認可についてのアドバイス、関係機関への連絡を行う。

また、より詳細な知識を必要とする場合には、中国税理士会徳山支部、周南労働保険事務組合、山口県行政書士会周南支部を紹介し、税務、労務管理、企業手続きアドバイスを行ってもらう。

#### 9. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

周南市、徳山商工会議所、新南陽商工会議所、山口銀行、西京銀行、日本政策金融公庫徳山支店、東山口信用金庫が連携し、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等についてアドバイスを行う。

◎各機関毎の役割は下記のとおり

##### 【徳山商工会議所】

常時ワンストップ相談窓口を設置し、経営理念の構築から財務戦略や販売促進等に至るまで、創業スキル全般に関する相談を聞き、内容に応じたアドバイスをする。

徳山商工会議所の定例専門相談会の専門家とも連携し、支援を行う。

##### 【新南陽商工会議所】

常時相談窓口を設置し、経営理念の構築から財務戦略や販売促進等に至るまで、創業スキル全般に関する相談を聞き、内容に応じたアドバイスをする。

新南陽商工会議所が主催する「創業・経営革新希望者に対する無料相談会」の担当講師とも連携し、支援を行う。

##### 【山口銀行】

周南市内10店舗に創業支援等窓口を設置し、相談者のレベルや要望に応じたアドバイスをする。具体的な内容の相談については、本部行員や山口フィナンシャルグループ関連会社、他の創業支援等機関と連携しながら創業者に対し、個別指導を実施する。また、休日には市内1ヶ所（住まいのコーナー）に休日創業相談窓口を設置し、創業者の個別支援を実施する。

##### 【西京銀行】

周南市内4店舗に常時相談窓口を設置し、経営理念の構築から財務戦略や販売促進等に至るまで、創業スキル全般に関する相談を聞き、内容に応じたアドバイスをする。

##### 【日本政策金融公庫徳山支店】

- ・創業者専用のサポートデスクを開設し、各種融資相談等を実施する。
- ・サポートデスクの開設は平日の9時～17時とする。
- ・専門スタッフを配置し、長年の創業支援で蓄積した経験と情報に基づく精度の高いアドバイスを実施する。
- ・「創業計画書」などの基本フォーマットを無料で配布する。
- ・「創業の手引き」、「創業事例集」を代表する独自の情報誌を無料で配布する。
- ・他の創業支援等機関と連携を図り、専門性の高い支援にも対応する。
- ・相談は無料とする。

##### 【東山口信用金庫】

周南市内4店舗に常時相談窓口を設置し、経営理念の構築から財務戦略や販売促進等に至るまで、創業スキル全般に関する相談を聞き、内容に応じたアドバイスをする。

- ・相談業務のうち、金融機関や商工会議所で1か月以上にわたり4回以上継続的に実施し、相談者のレベルに応じて相談者が必要とするスキルを習得させる事業を特定創業支援事業とし、証明書を発行するとともに、その後も事業の進捗状況をフォローし、アドバイスを行う。

- ・本事業は、公の秩序又は、善良の風俗を害するおそれがあると認められる事業を行う創業者については支援の対象としない。

## (2) 創業支援等事業の実施方法

- ・徳山商工会議所、新南陽商工会議所、山口銀行、西京銀行、日本政策金融公庫徳山支店、東山口信用金庫、市にそれぞれ、週5日間相談窓口を開設し、創業等に関する各種相談を受ける。
- ・創業スキルに関する相談が市にあった場合には、相談者の希望や相談内容に応じて商工会議所や金融機関を紹介する。
- ・相談窓口でアドバイスを受けた者が、創業した後においても、必要な支援がある場合は、相談を受けた創業支援等事業者がその内容に応じて市及び商工会議所や金融機関と連携してフォローする。この場合、内容によっては、「周南地域地場産業振興センター」と連携し対応する。
- ・創業に係る資金需要に対しては、金融機関の創業支援等商品や市制度融資である起業化支援資金による支援を行う。
- ・創業者が、中心商店街で小売業等を創業する場合には、市の支援策である「テナントミックス推進事業費補助金」、中心市街地で事業所（事務系）を創業する場合には、「まちなかオフィス立地促進事業補助金」による支援を受けることも可能である。
- ・相談事業において、創業支援等相談窓口の設置について、広く市民に周知するため、金融機関や商工会議所の広報誌やHPはもちろんのこと、市広報やHPにおいてもPRをする。
- ・創業支援等事業者が相談を受けた場合には、その後の状況を管理するため、相談者ごとに氏名、住所、連絡先、相談内容、相談日、相談後の創業実現状況等を記載した管理簿を作成し、定期的に市へ提出する。
- ・継続支援事業を受けた者の名簿は、金融機関及び商工会議所において、適切に管理し、特定創業支援等事業の要件である1か月以上・4回以上継続的に相談を受けた場合に、随時、市に提出する。

### 計画期間

平成26年4月1日～令和9年3月31日

変更箇所については令和4年12月23日～令和9年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第10回認定日以降の申請が対象となる。



**別表 2-2 (創業講座事業) 【拡充・特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 徳山商工会議所</li><li>② 新南陽商工会議所</li><li>③ 株式会社山口銀行</li><li>④ 株式会社西京銀行</li><li>⑤ 株式会社日本政策金融公庫</li><li>⑥ 東山口信用金庫</li></ul> <p>(2) 住所</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 山口県周南市みなみ銀座1丁目26番地</li><li>② 山口県周南市宮の前2丁目6番13号</li><li>③ 山口県下関市竹崎町四丁目2番36号</li><li>④ 山口県周南市平和通1丁目10番の2</li><li>⑤ 東京都千代田区大手町一丁目9番4号 大手町フィナンシャルシティノースタワー</li><li>⑥ 山口県防府市天神1丁目12番18号</li></ul> <p>(3) 代表者の氏名</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 会頭 宮本 治郎</li><li>② 会頭 佐伯 哲治</li><li>③ 取締役頭取 曾我 徳将</li><li>④ 代表取締役頭取 松岡 健</li><li>⑤ 代表取締役総裁 田中 一穂</li><li>⑥ 理事長 松原 正雄</li></ul> <p>(4) 連絡先</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① TEL : 0834-31-3000 FAX : 0834-32-3303</li><li>② TEL : 0834-63-3315 FAX : 0834-63-8397</li><li>③ TEL : 0834-31-5555 FAX : 0834-31-5995</li><li>④ TEL : 0834-22-7662 FAX : 0834-27-1733</li><li>⑤ TEL : 0834-21-3455 FAX : 0834-21-5739</li><li>⑥ TEL : 0835-23-2326 FAX : 0835-23-2327</li></ul>
創業支援等事業の目標
<p>徳山商工会議所、新南陽商工会議所、山口銀行、西京銀行、日本政策金融公庫徳山支店、東山口信用金庫及び市が連携しながら、「①創業講座事業(特定創業支援等事業)」及び「②セミナー事業(徳山商工会議所主催)」、「③セミナー事業(山口銀行主催)」、「④セミナー事業(西京銀行主催)」を実施する。</p> <p>【開催頻度】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① : 年間1回の創業講座を開催し、連携する事業所において各事業者が本事業をPRすることにより、年間約20名以上の受講者を受け入れる。</li><li>② : 年間2回のセミナーを開催し、年間20名以上の受講者を受け入れる。</li><li>③ : 年間4回程度のセミナーを開催し、年間40名以上の受講者を受け入れる。</li><li>④ : 年間2回程度のセミナーを開催し、年間20名以上の受講者を受け入れる。</li></ul> <p>(対象延べ受講者内訳)</p>

①創業講座事業（特定創業支援等事業）

20人×1回＝20人程度

②セミナー事業（徳山商工会議所主催）

・10人×2回＝20人程度

③セミナー事業（山口銀行主催）

・10人×4回＝40人程度

④セミナー事業（西京銀行主催）

・10人×2回＝20人程度

【創業実現割合】

創業を行う者は、これまで創業講座受講終了件数の2割程度であったことから、①・②・③・④共に、これと同等程度となる2割の20名の創業実現を目標とする。

創業支援等事業の内容及び実施方法

(1) 創業支援等事業の内容

【徳山商工会議所】【新南陽商工会議所】【山口銀行】【西京銀行】

【日本政策金融公庫徳山支店】【東山口信用金庫】【周南市】

①ー1 徳山商工会議所が主催し、新南陽商工会議所、山口銀行、西京銀行、日本政策金融公庫徳山支店、東山口信用金庫及び市が連携して、「創業する意義・経営理念」、「販路開拓・マーケティング戦略の基本」、「人材育成・組織論」、「財務、税務の基本」、「事業計画の立て方・作成」等で構成され1月程度継続する5回前後のシリーズの有料の『しゅうなん創業カレッジ』を年1回開催する。

②徳山商工会議所が主催し、新南陽商工会議所、山口銀行、西京銀行、日本政策金融公庫徳山支店、東山口信用金庫及び市が連携して、「創業の実態・事例の紹介」、「事業のコンセプト」、「創業時に必要な基礎知識」、「創業に関する支援制度」等で構成される無料の『創業スタートアップセミナー』、「事業計画のブラッシュアップ」、「中期ビジョンの設定」、「マーケティング戦略の強化」、「中期事業計画の策定」等で構成する無料の『創業フォローアップセミナー』を各々年1回ずつ開催する。また、希望者を募り、「新商品・新サービス合同プレス発表会」を年1回、「創業者を紹介する動画コンテンツの作成」「空き店舗見学ツアー」を随時開催する。

※これまでも、徳山商工会議所において、創業支援等事業として「しゅうなん創業カレッジ」開講の実績がある。

【山口銀行】【徳山商工会議所】【新南陽商工会議所】【日本政策金融公庫徳山支店】

店】

【周南市】

③山口銀行が主催（山口フィナンシャルグループ関係会社が共催）し、徳山商工会議所、新南陽商工会議所、日本政策金融公庫徳山支店及び市が連携して、「起業・創業マインドの醸成や学びの場の提供」「起業・創業に関する事業モデル構築」「事業計画・収支計画作成」「起業・創業手続き、資金調達」という基本項目に加えて、「WEBやSNSを活用したプロモーション推進」「市内事業者とのマッチングによるマーケティング」「コワーキング利用等による働き方改革支援」等の内容を含めた『起業・創業セミナー』を随時開催する。

【西京銀行】【徳山商工会議所】【新南陽商工会議所】【日本政策金融公庫徳山支店】【周南市】

④西京銀行が主催し、徳山商工会議所、新南陽商工会議所、日本政策金融公庫徳山支店及び市が連携して、「経営理念・企業ミッションの構築」、「財務・税務戦略」、「人材育成・組織論」、「販売促進・マーケティング」、「営業プレゼン・ITリテラシー（情報戦略）」という共通ビジネススキルに加え、本市における特徴的な地域資源を活用するビジネススキルとして、「モノづくり」、「商店街振



興」、「地域産品の活用」、「6次産業化」等に関するセミナーを随時開催する。  
※ 西京銀行は、これまでも、創業支援等事業者として、独自に「さいきょう実践創業塾」を開講し、ソーシャルビジネスによる創業支援等事業として「さいきょうS1グランプリ」を開催してきた実績がある。

- ・創業講座事業のうち、経営、財務、人材育成、販売方法の4つのスキルを原則、4回以上、1か月以上の継続的な期間実施し習得させる事業（①の事業）を特定創業支援等事業とし、その後も事業の進捗状況をフォローし、アドバイスする。
- ・特定創業支援等事業である創業講座において、「財務、経営、人材育成、販路開拓」の4分野のすべてを受講し、かつ、概ね8割以上の受講者を修了者と認定し、証明書を発行する。ただし、受講できなかった分野がある者については、その分野について個別指導を受ければ修了者と認定する。
- ・内容によっては、公益財団法人やまぐち産業振興財団内にある「山口県事業承継・引継ぎ支援センター」や「山口県よろず支援拠点」等と連携し対応する。
- ・本事業は、公の秩序又は、善良の風俗を害するおそれがあると認められる事業を行う創業者については支援の対象としない。

## (2) 創業支援等事業の実施方法

- ・徳山商工会議所、新南陽商工会議所、山口銀行、西京銀行、日本政策金融公庫徳山支店、東山口信用金庫及び市が連携し、「しゅうなん創業カレッジ」を年間1回実施する。
- ・徳山商工会議所、新南陽商工会議所、山口銀行、西京銀行、日本政策金融公庫徳山支店、東山口信用金庫及び市が連携し、「創業スタートアップセミナー」、「創業フォローアップセミナー」、「新商品・新サービス合同プレス発表会」を年間に各1回ずつ、「創業者を紹介する動画コンテンツの作成」「空き店舗見学ツアー」を随時実施する。
- ・山口銀行、徳山商工会議所、新南陽商工会議所、日本政策金融公庫徳山支店及び市が連携し、『起業・創業セミナー』を随時実施する。
- ・創業講座を受講した者が、創業した後においても、必要な支援がある場合、講座を実施した創業支援等事業者がその内容に応じて市及び商工会議所や金融機関と連携してフォローする。この場合、内容によっては、「周南地域地場産業振興センター」と連携し対応する。
- ・創業に係る資金需要に対しては、金融機関の創業支援等商品や市制度融資である起業化支援資金による支援を行う。
- ・創業者が、中心商店街で小売業等を始める場合には、市の支援策である「テナントミックス推進事業費補助金」による支援、中心市街地で事業所（事務系）を始める場合には、「まちなかオフィス立地促進事業補助金」による支援を受けることも可能である。
- ・創業講座事業において、創業支援等講座の開催について、広く市民に周知するため、金融機関や商工会議所の広報誌やHPはもちろんのこと、市広報やHPにおいてもPRをする。
- ・創業支援等事業者が創業講座を開催した場合には、受講者のその後の状況を管理するため、受講者ごとに氏名、住所、連絡先、受講内容、受講後の創業実現状況等を記載した管理簿を作成し、定期的に市へ提出する。
- ・創業講座事業を受けた者の管理簿は、金融機関及び商工会議所において適切に管理し、特定創業支援等事業の要件を満たした修了者について、講座終了後、市に提出する。

## 計画期間

平成26年4月1日～令和9年3月31日

変更箇所については令和4年12月23日～令和9年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第10回

認定日以降の申請が対象となる。



**別表3-1（起業家教育事業）【既存・創業機運醸成事業】**  
市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 徳山商工会議所</li> <li>② 新南陽商工会議所</li> <li>③ 株式会社山口銀行</li> <li>④ 株式会社西京銀行</li> <li>⑤ 株式会社日本政策金融公庫</li> <li>⑥ 東山口信用金庫</li> </ul> <p>(2) 住所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 山口県周南市みなみ銀座1丁目26番地</li> <li>② 山口県周南市宮の前2丁目6番13号</li> <li>③ 山口県下関市竹崎町四丁目2番36号</li> <li>④ 山口県周南市平和通1丁目10番の2</li> <li>⑤ 東京都千代田区大手町一丁目9番4号 大手町フィナンシャルシティノースタワー</li> <li>⑥ 山口県防府市天神1丁目12番18号</li> </ul> <p>(3) 代表者の氏名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 会頭 宮本 治郎</li> <li>② 会頭 佐伯 哲治</li> <li>③ 取締役頭取 曾我 徳将</li> <li>④ 代表取締役頭取 松岡 健</li> <li>⑤ 代表取締役総裁 田中 一穂</li> <li>⑥ 理事長 松原 正雄</li> </ul> <p>(4) 連絡先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① TEL : 0834-31-3000 FAX : 0834-32-3303</li> <li>② TEL : 0834-63-3315 FAX : 0834-63-8397</li> <li>③ TEL : 0834-31-5555 FAX : 0834-31-5995</li> <li>④ TEL : 0834-22-7662 FAX : 0834-27-1733</li> <li>⑤ TEL : 0834-21-3455 FAX : 0834-21-5739</li> <li>⑥ TEL : 0835-23-2326 FAX : 0835-23-2327</li> </ul>
創業支援等事業の目標
<p>徳山商工会議所、新南陽商工会議所、山口銀行、西京銀行、日本政策金融公庫徳山支店、東山口信用金庫、市が連携し、創業について現在関心が無い者（主に学生、女性、シニアなど）に対して、チャレンジマインドを醸成するための事業を実施する。</p> <p>（目標の根拠） 市内の高等教育機関に在籍する学生（入学定員280名）に対し、学内イベントや学内講義（授業・ゼミ）等の機会を活用し、市内で活躍されている起業家等に、起業を行った経験や事業を営むことで得られた喜び等話を話してもらい講座等を設ける。</p> <p>（目標数） ・対象者数：280名 令和4年度の入学定員が280名であることから、主として本格的な就職活動が始める前</p>

の学生（約280名）を対象に実施する予定のため、目標を280名と設定。  
また、受講者にアンケート調査の実施により、創業に関心を持った学生が、実施前に比べ70%以上を目指す。

#### 創業支援等事業の内容及び実施方法

##### （1）創業支援等事業の内容

###### <起業家教育事業>【既存】

・市内の高等教育機関等に在籍する学生に対し、市内で活躍されている起業家等に、起業を行った経験や事業を営むことでの得られた喜び等を話してもらった講座や、学生と成功体験等についてのディスカッション等を、学内イベント（11月）での機会を活用や、学内講義（授業・ゼミ）等（後期日程）の機会を活用して行う。

##### （2）創業支援等事業の実施方法

・徳山商工会議所、新南陽商工会議所、山口銀行、西京銀行、日本政策金融公庫徳山支店、東山口信用金庫及び市が連携し、「(仮称) 起業家教育事業」を開催する。  
・周南市は実施する高等教育機関等と調整を行い、実施にあたっての日時や会場、学生等への周知方法などの詳細な事項について打合せを行う。  
・徳山商工会議所、新南陽商工会議所、山口銀行、西京銀行、日本政策金融公庫徳山支店、東山口信用金庫及び市は連携して、講演等を行う市内の起業家等の人選、起業家等との日程確認、講演内容等の打合せなど実施に向けての調整を行う。

#### 計画期間

平成30年7月9日～令和9年3月31日

変更箇所については令和4年12月23日～令和9年3月31日